

学術賞に関する規約

平成 18 年 7 月 1 日 理事会承認
平成 25 年 11 月 30 日 理事会改訂承認
平成 26 年 12 月 6 日 理事会改訂承認
平成 28 年 12 月 3 日 理事会改訂承認
2018 年 9 月 8 日 理事会改訂承認
2019 年 9 月 7 日 理事会改訂承認

(目的)

第 1 条 機関誌への投稿促進と、会員の学術向上および実践的研究の振興を目的として設置する。

(種別)

第 2 条 この規約に基づく表彰の種別は、最優秀論文賞、優秀論文賞、優秀症例報告賞とする。

(選考対象)

第 3 条 本賞は、授与の前年（1月から12月）の当会機関誌『超音波検査技術』に掲載された論文より選考される。

(賞)

第 4 条 受賞者に対し、賞状および副賞を贈呈する。

(最優秀論文賞)

第 5 条 最優秀論文賞は、当会機関誌『超音波検査技術』（1月から12月）に掲載された原著論文より選考する。

第 6 条 最優秀論文賞の選考数は1編以内とする。

第 7 条 最優秀論文賞には10万円相当の副賞を授与する。

(優秀論文賞)

第 8 条 優秀論文賞は、当会機関誌『超音波検査技術』（1月から12月）に掲載された原著論文および研究より選考する。

第 9 条 優秀論文賞の選考数は3編以内とする。

第 10 条 優秀論文賞には5万円相当の副賞を授与する。

(優秀症例報告賞)

第11条 優秀症例報告賞は、当会機関誌『超音波検査技術』(1月から12月)に掲載された症例報告より選考する。

第12条 優秀症例報告賞の選考数は3編以内とする。

第13条 優秀症例報告賞には3万円相当の副賞を授与する。

(学術賞選考委員会)

第14条 受賞者の選考のために、学術賞選考委員会を置く。

第15条 選考委員会委員の人選は、理事会で選出し、理事長より委嘱する。但し、理事長、副理事長の中より1名以上を選出する。

第16条 選考委員会は学術賞選考委員会委員長が招集、開催し、該当者の選考を行う。

第17条 選考委員会委員は、自らが被推薦者、または推薦者となっている案件の選考に従事することはできない。

第18条 選考委員会委員の任期は、連続して2期までとする。但し、再選は妨げない。

(受賞者の決定)

第19条 選考委員会での協議結果を理事会にて承認後、受賞者が決定される。

(受賞者の表彰)

第20条 表彰は、学術集会時に理事長が行う。

(規約の改廃)

第21条 この規約の改廃は、理事会の決議によるものとする。